



1. 南三陸町移転促進団地の一般公募について

防災集団移転促進事業で整備した団地のうち、下記の団地において参加者を公募します。

1. 団地名及び区画数（13 団地 97 区画）

団地名	公募 区画数	団地名	公募 区画数
① 田の浦団地	2	⑧ 清水団地	7
② 名足保育園南団地	3	⑨ 戸倉団地	23
③ 馬場中山生活センター西団地	4	⑩ 原団地	1
④ 館浜団地	2	⑪ 長清水団地	1
⑤ 柘沢団地	12	⑫ 志津川東団地	11
⑥ 歌津中学校上団地	2	⑬ 志津川中央団地	24
⑦ 寄木・葦の浜団地	5		

2. 応募資格

- ① 不動産の売買に係る契約を締結する能力について、法令上の制限を受けていない者
- ② 破産者でない者
- ③ 税金を滞納していない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる項目に該当しない者

3. 募集期間 平成 29 年 9 月 19 日（火）～平成 29 年 10 月 20 日（金）※土日を除く

4. 提出場所 南三陸町復興推進課事業推進係（第二庁舎 1 階）

5. 提出書類
- 1 移転促進団地一般参加申込書（復興推進課窓口、町ホームページにて配布）
 - 2 印鑑（認印で可。シャチハタは不可。）
 - 3 3 り災証明書（再建をされていない方で、半壊以上のものをお持ちの方のみ）
 - 4 申込み者の「住民票抄本」
 - 5 「滞納がないことの証明書」（住居予定者全員分）

住民登録している市町村から、平成 25 年から平成 29 年（5 ヶ年分）の市町村税（普通税）の完納証明書等を取得してください。

6. 提出方法 復興推進課窓口へ直接提出するか、郵送により受付します。

ただし、郵送の場合は平成 29 年 10 月 20 日（金）の消印有効とします。

7. 宅地決定に係る優先順位について

今回の移転促進団地の一般公募においては、対象となる方々に優先順位を設けており、下記の基準のもと、決定いたします。

- (1) 1 宅地に 1 件の申込みがあった場合は、宅地決定となります。
- (2) 1 宅地に申込みが重複した場合は、優先順位の高い方を宅地決定とします。
- (3) 1 宅地に申込みが重複した場合で、優先順位が同位だった場合は、抽選により宅地決定します。

※詳細の優先順位に関しては、復興推進課窓口または町ホームページにて募集要項を準備していますのでご確認ください。

（担当：復興推進課 事業推進係）

2. がけ近事業の申請期限を延長いたします。

町では、東日本大震災時に居住していた土地が災害危険区域に指定された世帯を対象に、災害危険区域内危険住宅移転事業（がけ近事業）補助金の申請受付を実施いたします。

本制度の実績報告の提出期限は平成30年3月31日までとしておりましたが、未だ住宅再建を完了できていない世帯があることから、次のとおり制度の申請期限を延長いたします。

延長後の実績報告の提出期限 平成31年3月31日まで

※期限までに住宅を再建しており、登記が完了していることが条件となります。

○補助内容について

- ①住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成（数字はすべて上限額です。）
（住宅の建築購入：457万円、土地購入：206万円、土地造成：59万7千円）
- ②従前住宅の除却費及び引越し費用助成 上限80万2千円

○補助金の申請について

- ①住宅の建築購入への補助制度の申請は**各種契約や工事の着工前**に行うようお願いいたします。
 - ②引越し費用の補助制度の申請は**引越し前**となります。
- ※再建内容が決まり次第、早めの相談・申請をお願いいたします。

○今回、個別再建を希望しており、住宅再建にかかる補助制度を未申請の世帯に対して、「住まいに関する調査票」を送付しております。

この調査は、今後の補助制度の事業期間等を決定する重要な調査ですので、対象世帯におかれましては必ず回答していただきますようお願いいたします。

（担当：保健福祉課 被災者支援係）

問い合わせ先.....**復興推進課 事業推進係(0226-46-1382)**
保健福祉課 被災者支援係(0226-29-6451)